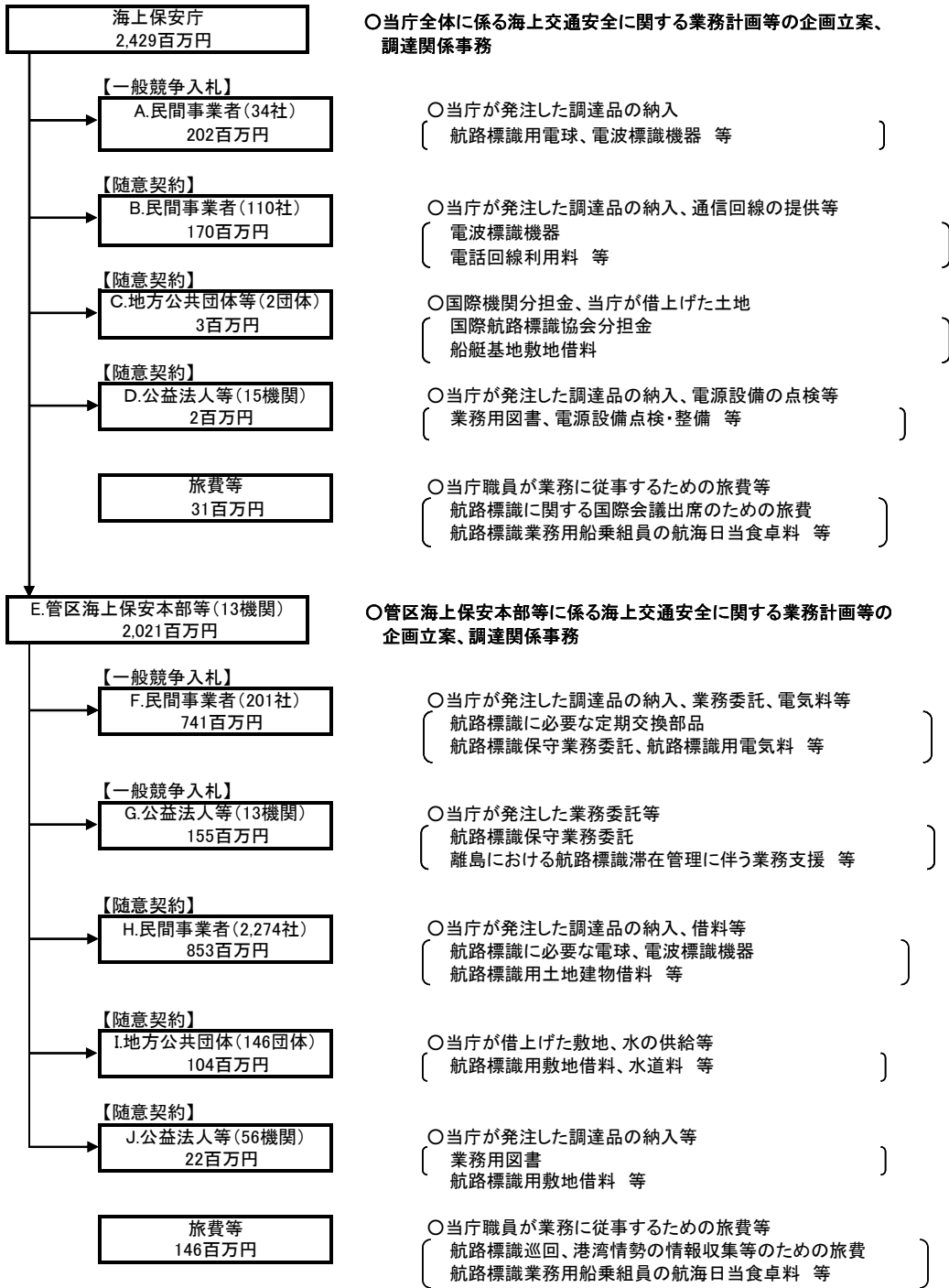


行政事業レビューシート (国土交通省)

予算事業名	海上交通安全に関する経費		事業開始年度	昭和23年度		作成責任者																																				
担当部局庁	海上保安庁交通部		担当課室	企画課		課長 岩崎 俊一																																				
会計区分	一般会計		上位政策	安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 (船舶交通の安全と海上の治安確保)																																						
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第10、22号		関係する計画、通知等	-																																						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。																																									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海難を未然に防止するため、航路標識整備事業により整備した船舶交通の安全に関する情報を船舶に提供する海上交通センター(船舶通航信号所)や灯台、灯浮標といった航路標識の維持等を行っている。																																									
実施状況	<p>●年度別整備事業費</p> <p>【19年度】(当初予算)2,405百万円 (補正予算)△16百万円 (主要整備事項) 灯台や灯浮標といった航路標識の維持等(平成19年の航路標識の稼働率 99.9%)</p> <p>【20年度】(当初予算)2,410百万円 (補正予算)△47百万円 (主要整備事項) 灯台や灯浮標といった航路標識の維持等(平成20年の航路標識の稼働率 99.9%)</p> <p>【21年度】(当初予算)2,474百万円 (補正予算)△2百万円 (主要整備事項) 灯台や灯浮標といった航路標識の維持等(平成21年の航路標識の稼働率 99.9%)</p>																																									
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求																																				
	予算額(補正後)	2,389	2,363	2,472	2,238																																					
	執行額	2,366	2,357	2,429																																						
	執行率	99.0%	99.7%	98.3%																																						
	総事業費(執行ベース)	-	-	-																																						
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出先は、契約相手である航路標識用消耗品などの販売を行っている民間事業者等であり、その用途についても当該契約の履行に必要な経費として把握しており、また契約の履行内容は検査等により確認を行っている。																																								
	見直しの余地	これまで、航路標識用光源のLED化による点検・保守間隔の延伸といった省力化を進め、経費の節減を図っているところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続き節減に努めていく。 調達については、極力会計法等に基づく一般競争入札によっているところであり、今後とも一層の競争性の確保等に取り組んでいく。																																								
予算チームの監視の効率																																										
補記	<p>【予算科目】</p> <p>・015 船舶交通安全及海上治安対策費</p> <p>・10-95 船舶交通安全及び治安対策に必要な経費 (21年度予算額) (21年度決算見込額) (21年度予算額) (21年度決算見込額)</p> <table border="1"> <tr> <td>・95014-2129-06-0110 諸謝金</td> <td>5百万円</td> <td>5百万円</td> <td>・95014-2123-09-2062 通信業務庁費</td> <td>0.4百万円</td> <td>0.3百万円</td> </tr> <tr> <td>・95014-2122-08-2010 職員旅費</td> <td>109百万円</td> <td>107百万円</td> <td>・95014-2123-09-2064 航路標識庁費</td> <td>1,855百万円</td> <td>1,835百万円</td> </tr> <tr> <td>・95014-2122-08-4010 外国旅費</td> <td>3百万円</td> <td>3百万円</td> <td>・95014-2123-09-3710 被服費</td> <td>37百万円</td> <td>37百万円</td> </tr> <tr> <td>・95014-2122-08-5010 航海日当食卓料</td> <td>76百万円</td> <td>67百万円</td> <td>・95014-2123-09-5010 土地建物借料</td> <td>200百万円</td> <td>197百万円</td> </tr> <tr> <td>・95014-2123-09-1010 庁費</td> <td>107百万円</td> <td>101百万円</td> <td>・95014-2725-16-9737 国際水路機関等分担金</td> <td>2百万円</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>・95014-2123-09-1040 情報処理業務庁費</td> <td>77百万円</td> <td>75百万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						・95014-2129-06-0110 諸謝金	5百万円	5百万円	・95014-2123-09-2062 通信業務庁費	0.4百万円	0.3百万円	・95014-2122-08-2010 職員旅費	109百万円	107百万円	・95014-2123-09-2064 航路標識庁費	1,855百万円	1,835百万円	・95014-2122-08-4010 外国旅費	3百万円	3百万円	・95014-2123-09-3710 被服費	37百万円	37百万円	・95014-2122-08-5010 航海日当食卓料	76百万円	67百万円	・95014-2123-09-5010 土地建物借料	200百万円	197百万円	・95014-2123-09-1010 庁費	107百万円	101百万円	・95014-2725-16-9737 国際水路機関等分担金	2百万円	2百万円	・95014-2123-09-1040 情報処理業務庁費	77百万円	75百万円			
・95014-2129-06-0110 諸謝金	5百万円	5百万円	・95014-2123-09-2062 通信業務庁費	0.4百万円	0.3百万円																																					
・95014-2122-08-2010 職員旅費	109百万円	107百万円	・95014-2123-09-2064 航路標識庁費	1,855百万円	1,835百万円																																					
・95014-2122-08-4010 外国旅費	3百万円	3百万円	・95014-2123-09-3710 被服費	37百万円	37百万円																																					
・95014-2122-08-5010 航海日当食卓料	76百万円	67百万円	・95014-2123-09-5010 土地建物借料	200百万円	197百万円																																					
・95014-2123-09-1010 庁費	107百万円	101百万円	・95014-2725-16-9737 国際水路機関等分担金	2百万円	2百万円																																					
・95014-2123-09-1040 情報処理業務庁費	77百万円	75百万円																																								

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位:百万円)



【随意契約】

契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が少額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定貸借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをとするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.セナーアンドバーンズ株式会社			F.セナーアンドバーンズ株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	電子管等購入	100	役務費	航路標識保守業務委託	195
			物品購入費	電波標識機器等購入	14
計		100	計		209
B.輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社			G.財団法人日本航路標識協会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	データ処理サーバー等使用料	41	借料	航路標識施設等敷地借料	99
計		41	計		99
C.国際航路標識協会			H.東村軍用地等地主会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
国際機関分担金	国際航路標識協会分担金	2	借料	航路標識施設等敷地借料	77
計		2	計		77
D.財団法人日本ITU協会			I.名古屋港管理組合		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	図書購入	1	借料	航路標識施設等敷地借料	28
計		1			28
E.第三管区海上保安本部			J.財団法人日本海事科学振興財団		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	航路標識保守業務委託等	152	借料	航路標識施設等敷地借料	5
物品購入費	電波標識機器等購入	99	光熱水料	電気・水道料	2
借料	航路標識施設等敷地借料	39			
その他	その他経費	104			
計		394	計		7

【別紙】

※支出額は、百万円単位とするため、小数点第1位を四捨五入し、表示している。

A. 民間事業者(34社) 202百万円		
No.	支出先	支出額 (百万円)
1	セナーアンドバーズ株式会社	100
2	湘南工作販売株式会社	14
3	株式会社武蔵富装	13
4	株式会社ジヤスカ	10
5	株式会社牧野商店	8
6	ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社	8
7	株式会社マルミヤ	6
8	株式会社アイネット	6
9	イズミ産業株式会社	6
10	株式会社リコー	5

D. 公益法人(15機関) 2百万円		
No.	支出先	支出額 (百万円)
1	財団法人日本ITU協会	1
2	財団法人関東電気保安協会	0
3	社団法人日本船舶品質管理協会	0
4	財団法人建設物価調査会	0
5	社団法人日本海難防止協会	0
6	社団法人電子情報通信学会	0
7	社団法人土木学会	0
8	社団法人照明学会	0
9	財団法人経済調査会	0
10	社団法人日本建築学会	0

B. 民間事業者(110社) 170百万円		
No.	支出先	支出額 (百万円)
1	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	41
2	ソフトバンクテレコム株式会社	35
3	スカパーJSAT株式会社	24
4	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	7
5	安達電気株式会社	6
6	株式会社新弘堂	4
7	飯島産業株式会社	4
8	株式会社上永電機工業所	4
9	株式会社マルミヤ	4
10	芙蓉総合リース株式会社	3

E. 管区海上保安本部等(13機関) 2,021百万円		
No.	支出先	支出額 (百万円)
1	第三管区海上保安本部	394
2	第六管区海上保安本部	261
3	第七管区海上保安本部	240
4	第五管区海上保安本部	237
5	第四管区海上保安本部	199
6	第十一管区海上保安本部	186
7	第一管区海上保安本部	164
8	第二管区海上保安本部	120
9	第十管区海上保安本部	93
10	第八管区海上保安本部	73

C. 地方公共団体等(2団体) 3百万円		
No.	支出先	支出額 (百万円)
1	国際航路標識協会	2
2	東京都	1
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

F. 民間事業者(201社) 741百万円		
No.	支出先	支出額 (百万円)
1	セナーアンドバーズ株式会社	209
2	東京電力株式会社	43
3	四国電力株式会社	30
4	北海道電力株式会社	28
5	沖縄電力株式会社	25
6	九州電力株式会社	24
7	中国電力株式会社	22
8	株式会社沖電気カスタマアドテック	20
9	中部電力株式会社	18
10	国際ビルサービス株式会社	17